

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和6年1月16日

令和6年能登半島地震に係る被災建築物応急危険度判定士の派遣について

令和6年能登半島地震により被災した建築物の倒壊による二次的災害を防止するため、石川県から国土交通省を通じて被災建築物応急危険度判定士の派遣要請がありました。

この要請を受け、埼玉県から被災建築物応急危険度判定士を派遣します。

1 派遣日程

令和6年1月19日（金）から1月21日（日）

※移動のため1月18日（木）に出発します。

2 派遣人数

埼玉県職員4名

3 派遣場所

石川県珠洲市

4 活動内容

地震により被災した建築物を調査し、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定します。

判定結果を建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供します。

こうした危険度の判定及び表示を行うことにより、人命にかかわる二次的災害を防止します。

5 その他

今後、被災県から追加の支援要請があった場合、判定士が派遣できるように準備します。